

ぎふ子ども・若者・子育て市民ファンド  
ぎふハチドリ基金  
2018年度助成事業募集要項

「ぎふハチドリ基金」は、地域に密着している市民団体の活動を、資金面から応援することで、さまざまな困難を抱える子どもや若者、子育て家庭を支えていく仕組みです。

ぎふハチドリ基金助成事業は、市民からの寄付金を原資に、困難を抱える子どもや若者、子育て家庭を支援する事業に対して助成を行います。

(1) 助成メニュー

**【A-1】事業助成** 1件あたり上限30万円 総額150万円程度

様々な困難を抱える子どもや若者、子育て家庭を支援する以下のような事業に対して、必要な費用を助成します。

<対象事業>

(ア) 子どもの貧困対策（貧困の連鎖を断ち切る）事業

- 1) 学習支援事業
- 2) 子ども食堂事業
- 3) 一人親家庭の支援事業
- 4) 子どもの居場所提供事業
- 5) 児童養護施設等の退所者の自立を支援する事業
- 6) その他「子どもの貧困対策」に資する事業

(イ) 学齢期の子どもの「不登校・いじめ問題」等の課題に取り組む事業

(ウ) 若者の「ひきこもり」等からの脱却を支援する事業

(エ) 障がい児者を支援する事業

(オ) 発達障がい、多胎、ダブルケア等、課題を抱えた家庭を支援する事業

(カ) その他、子どもや若者をめぐる課題を解決するための事業

**【A-2】ステップアップ助成** 1件あたり上限20万円 総額100万円程度

子どもや若者、子育て家庭の抱える困難を解決するための活動を新しく始めたり、今までの活動を向上または安定させるために必要な費用を助成します。

<対象事業>

(ア) 法人格取得のための準備事業

- ・活動を推進するために、法人格を取得するのに必要な会議、事務局の人材育成など。
- ・取得する法人格は、非営利法人（NPO法人、一般社団法人等）のものに限ります、
- ・助成対象期間中に法人格を申請してください。

(イ) 新規事業のニーズ調査事業

- 例) ・地域のひとり親家庭の生活実態調査  
・岐阜県内のひきこもりの若者の実態調査

(ウ) 資金調達の仕組みづくり事業

- 例) ・困窮家庭をサポートするための基金を作る。  
・認定NPO法人を取得するために、寄付者を募る仕組みを作る。

(エ) スタッフのスキルアップ研修事業

- 例)・活動に関わるスキルを身に付けるための内部研修および外部研修参加
- ・支援者養成講座の開催

(オ) その他、事業や団体の基盤強化のために必要な事業

- 例)・地域のネットワークづくり
- ・活動を広めるための広報の仕組みづくり など

**【B】 利用料等軽減助成** 1件あたり上限10万円 総額60万円程度

団体で行っている以下のような活動の利用料等を、経済的困窮家庭に対して軽減する場合、団体が負担した軽減分を補てんします。

<対象事業>

(ア) ファミリー・サポート事業、学童保育事業など、子どもを預かる事業

- 例：①学童保育などの有料サポートを行う際、経済的な事情がある人の利用料を団体の負担で規定の金額の半額にした場合、その半額分を助成します
- ②子育て家庭等を支援する事業に関する利用料等を助成します

(イ) 困難を抱える家庭の子や若者への個別支援事業

- 例：①サマーキャンプなどの体験活動への参加費を助成します
- ②学習支援や居場所等への往復の交通費や利用料金を助成します

(ウ) その他、「ぎふハチドリ基金」の設立趣旨に沿った内容と思われる事業

※詳細につきましては、「ぎふハチドリ基金」事務局までお問い合わせください

**【C】 東海ろうきん「物品購入助成」** 1件あたり上限10万円 総額20万円以内

東海労働金庫の社会貢献商品に拠っていただいた寄付金を活用する特別メニューです。

困難を抱える子どもや若者、子育て家庭等の支援する事業に必要な物品で、以下の条件すべてにあてはまるものの購入について助成します。

- ① 支援活動のために、継続して使用するもの  
\*単発のイベントのみに使うものは対象となりません。
- ② 1年以上使用し、形として残るもの
- ③ 「ぎふハチドリ基金×東海ろうきん助成」と明記して使用できるもの

(2) 対象となる団体

岐阜県内で活動しているNPO等の非営利団体で次の条件をすべて満たす団体

- ①困難を抱える子どもや若者、子育て家庭等を支える活動をしている。
- ②組織、規約、事業内容などの情報を一般に公開している。
  - ・NPO 法人の場合は所轄庁に直近の事業報告書を提出していること。
  - ・任意団体の場合、ホームページなどで団体の情報を掲載していること。  
(申請時点でできていない場合は、採択後に掲載できるようにすること。)
- ③事業の実施状況を適宜、メールで報告できる。
  - \*【A-2】の事業に採択された場合は、さらに四半期に一度、進捗状況を報告し、事務局のヒヤリングを受けること。
- ④採択された場合は、助成金授与式(2018年6月22日午後、会場は岐阜市「みんなの森ぎふメディアコスモスかんがえるスタジオ」)に出席できる。

(3) 対象となる費用（別記注意事項を参照してください）

【A-1】【A-2】事業に必要な費用

講師謝金、消耗品費、旅費交通費、賃借料、水道光熱費、スタッフ人件費など  
ただし、スタッフ人件費は総事業費の1/2以内とします。

\*人件費を計上する場合は、報告の際、勤務表など活動の実態がわかる書類を  
提出していただきます。

【B】団体が負担した利用料等の軽減分

軽減の根拠、軽減したことがわかる書類（領収書等）の提出が必要です。

【C】物品購入費用

申請時に、購入予定の物品の見積書を提出していただきます。1点で5万円以上のものについて  
は、金額の根拠となる書類（業者見積書、カタログ等）の添付書類をつけてください。

購入後は、物品を購入したことがわかる書類（納品書及び領収書等）、購入物品の写真（「ぎふハ  
チドリ基金×東海ろうきん助成」を明記してあることがわかるもの）、物品使用中の写真の提出が  
必要です。

(4) 事業の対象実施期間

2018年4月1日～2019年3月31日 \*4月にさかのぼって申請できます。

(5) 助成件数と助成金額

【A-1】事業助成 1件あたり上限30万円 総額150万円程度

【A-2】ステップアップ助成 1件あたり上限20万円 総額100万円程度

【B】利用料軽減助成 1件あたり上限10万円 総額60万円程度

【C】東海ろうきん「物品購入助成」 1件当たり上限10万円 総額20万円程度

\*【A-1】【A-2】は、他のメニューと重複して申請することはできません。

【B】は【C】とのみ重複して申請できます。

\*採択数や予算の都合で申請額より減額されて採択される場合もあります。

(6) 審査の基準

1. 団体の組織および活動が公益的で信頼できるものであること。
2. 団体の経理体制、決算の情報開示が適正であること。
3. 申請事業の目的、内容がぎふハチドリ基金の趣旨に合っていること。
4. 申請事業の内容が具体的であり、実現性が高いものであること。
5. 申請事業の予算が適切であり、助成金の必要性が高いものであること。
6. 申請事業の今後の継続・発展が期待できるものであること。

(7) スケジュール

○個別相談期間 2018年3月20日～5月10日（事前にご予約下さい）

○申請書類の受付期間 2018年4月1日～5月20日（消印有効）

○募集説明会 県内5会場で順次開催します（詳細はホームページをご覧ください）

○対象事業の決定 2018年 6月 7日（審査会）

2018年 6月 22日（助成金授与式）

○事業の実施 2018年4月1日～2019年3月31日

○実施報告書の提出 事業終了後できるだけ早く。

最終は、2019年4月10日まで

○助成金の配分 実施報告書提出後1カ月以内

(8) 提出書類

- ①申請書（鑑）
- ②団体概要 1・2
- ③事業計画書（各メニューで様式が異なります）
- ④予算書（各メニューで様式が異なります）
- ⑤直近の活動計算書（または収支決算書）
- ⑥直近の貸借対照表（または財産目録）

\*初年度の場合は、⑤、⑥に代えて、今年度の予算書

\*必要な会計書類がない場合はご相談ください。

\*3月末または4月末決算で、通常総会が終わっていない団体は、

2016年度（平成28年度）分または総会前のものをご提出ください。

（採択された団体には、後日2017年度（平成29年度）分をご提出いただきます）

⑦NPO法人以外の団体の場合は、団体の規約

⑧添付書類 事業の内容や団体の活動がわかる参考書類

（チラシ、リーフレットなどは、可能な限り**8部**ご提出ください）

\*①～④の様式は、「ぎふハチドリ基金ホームページ」からダウンロードしてください。

ぎふハチドリ基金ホームページ <http://gifunpo-fund.org>

(9) お問い合わせ・提出先

特定非営利活動法人ぎふハチドリ基金

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎

ぎふNPOセンター内

Tel 090-8736-9739（直通番号）

\*相談・お問い合わせは、午前9時～午後6時

(別記)

## \*対象となる費用についての注意事項

### 【A-1】事業助成、【A-2】ステップアップ助成、について

#### (1) 他の助成金等との併用について

自主事業の場合は全額申請できますが、他の助成金や補助金をもらって実施している事業の場合は、他の助成金や補助金で、対象外になっている費用や他の助成金等の予算額を超える分（自己負担分）について申請することができます。

他の助成金を併用する場合は、他の助成金等の内容（助成元、事業名、助成額等）と助成対象となる経費を予算書に明記してください。

報告の際には、領収書の写しと他の助成金・補助金の支給額・対象費用等がわかる書類の写しを添付していただきます。

#### (2) 人件費について

事業を実施するスタッフに人件費（給与、アルバイト料等）を支払う場合は、事業に従事した人の氏名、従事した日と時間数、活動内容がわかる書類を作成していただきます。

### 【B】利用料等軽減助成について

ひとり親家庭や困窮家庭に対する利用料等の軽減を自主事業で行う場合に、正規の利用料金との差額を申請することができます。

利用料軽減の対象者（条件）、利用者からの入金がわかる書類の写し、正規の金額との差がわかるものを報告の際に提出できるようにしてください。

交通費等の費用の助成の場合は、費用の計算根拠を明示し、利用者の領収書を添付してください。

ご不明な点は事務局までお問い合わせください。報告の様式は採択された団体にお渡しします。

### 【C】東海ろうきん「物品購入助成」について

#### (1) 物品の汎用性について

購入した物品は、対象事業以外の団体の事業に使用することはできますが、個人の所有物にしたり、団体の活動以外の私的なことに使用しないようにしてください。

#### (2) 購入物品について

- ・ 購入する物品は、1年以上使用しても形の残るものにしてください。
- ・ 物品を制作するための材料、部品類は対象となりません。
- ・ 事業で使用する書籍、道具、工具類は対象となります。
- ・ 原則として、消耗品は対象となりませんが、個人使用にならない学用品のセット物（絵具、多色ペン等）、参考書等、継続使用でき、事業での必要性が認められた場合は対象となります。
- ・ リース、レンタルは対象となりません。
- ・ 複数購入も可能です。
- ・ 1点で5万円を超えるものについては、金額の根拠書類（業者見積書、カタログの写し等）が必要です。
- ・ 購入後の物品すべてに、わかりやすい大きさの文字、および簡単には消えない方法で「ぎふハチドリ基金×東海ろうきん助成」と明記してください。
- ・ 報告時には、購入した物品の写真及び購入した物品を使用していることがわかる活動中の写真を複数枚提出してください。